

令和4年貝塚市教育委員会会議
第3回定例会会議録

令和4年5月26日開会

令和4年5月26日閉会

令和4年5月26日（木）午後1時30分
貝塚市役所庁舎5階大会議室B

日程 番号	議案		事 件 名	備考
	種別	番号		
1			会議録署名委員の指名	
2			会期決定の件	
3	議案	25	令和4年度教育費補正予算（第2号）の件	
4	〃	26	貝塚市立小・中学校通学区審議会委員委嘱又は任命の件	
5	〃	27	貝塚市奨学生選考委員会委員委嘱又は任命の件	
6	〃	28	貝塚市立学校結核健康診断検討委員会委員委嘱の件	
7	〃	29	貝塚市教育委員会評価委員会委員委嘱の件	
8	〃	30	附属機関に関する条例及び貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	
9	〃	31	貝塚市立義務教育学校開校準備委員会規則制定の件	
10	〃	32	貝塚市文化財保存活用地域計画策定協議会規則制定の件	
11	〃	33	貝塚市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定の件	
12	〃	34	貝塚市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則制定の件	
13	〃	35	貝塚市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件	
14	〃	36	令和4年貝塚市教育委員会会議第2回臨時会会議録承認の件	

本日の会議に付した事件

1. 会議録署名委員の指名
2. 会期決定の件

3. 令和4年度教育費補正予算（第2号）の件
4. 貝塚市立小・中学校通学区域審議会委員委嘱又は任命の件
5. 貝塚市奨学生選考委員会委員委嘱又は任命の件
6. 貝塚市立学校結核健康診断検討委員会委員委嘱の件
7. 貝塚市教育委員会評価委員会委員委嘱の件
8. 附属機関に関する条例及び貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
9. 貝塚市立義務教育学校開校準備委員会規則制定の件
10. 貝塚市文化財保存活用地域計画策定協議会規則制定の件
11. 貝塚市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定の件
12. 貝塚市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則制定の件
13. 貝塚市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件
14. 令和4年貝塚市教育委員会会議第2回臨時会会議録承認の件

教育長及び出席委員

	鈴木 司郎	教育長
1 番	西村 卓也	教育委員会委員
2 番	新川 秀彦	教育委員会委員
3 番	浅田 真由美	教育委員会委員
4 番	樽谷 栄子	教育委員会委員

議案説明のため出席した者

教育部長	榑崎 賀代	教育部参与	秦 真人
教育総務課長	山本 利恵子	学校教育課長	永井 隆幸
学校教育課参事	田代 邦彦	学校教育課参事	赤阪 朋子
社会教育課長	西川 桂子	社会教育課参事	地村 邦夫
スポーツ振興課長	岸和田谷 貴浩	中央公民館長	甲斐 裕二
図書館長	見川 直子	青少年教育課長	古家 拓実

事務局職員出席者

山本 利恵子	教育総務課長
小牧 真也	教育総務課長補佐
松浪 京子	教育総務課主査

午後 1 時30分開会

- 教育長（鈴木 司郎） ただいまから、令和 4 年貝塚市教育委員会会議第 3 回定例会を開きます。
これより事務局に本日の出席委員数及び欠席委員等の氏名の報告を求めます。
- 事務局（山本 利恵子） ご報告申し上げます。出席委員は 4 名全員であります。
以上で報告を終わります。
- 教育長（鈴木 司郎） ただいま報告のとおり、出席委員は 4 名をもちまして会議は成立しております
ので、ただいまから本日の会議を開きます。
これより事務局に諸般の報告を求めます。
- 事務局（山本 利恵子） 諸般の報告を申し上げます。
本日開会されました令和 4 年貝塚市教育委員会会議第 3 回定例会は、5 月 23 日付で招集告示し、本日の
開議時刻を午後 1 時30分と定めてご通知申し上げました。
今回の提案事件は、議案 12 件であります。
なお、本日の議事説明員として、出席を求めた事務局の職員の職氏名は、プリントしてお手許へ配付いた
しているとおりであります。以上で報告を終わります。

-
- 教育長（鈴木 司郎） これより日程審議に入ります。日程第 1、会議録署名委員の指名をおこないま
す。会議録署名委員は会議規則第 54 条の規定により、1 番 西村 卓也 委員、3 番 浅田 真由美
委員を指名いたします。

-
- 教育長（鈴木 司郎） 次に日程第 2、会期決定の件を議題といたします。今回の会期は招集日の 1 日
に決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって会期は 1 日に決定いたしました。

-
- 教育長（鈴木 司郎） 次に日程第 3、議案第 25 号 令和 4 年度教育費補正予算（第 2 号）の件を議題
といたします。

議案第 25 号 令和 4 年度教育費補正予算（第 2 号）の件

- 教育長（鈴木 司郎） これより、議案の説明を求めます。榑崎 賀代 教育部長。
- 教育部長（榑崎 賀代） 議案第 25 号 令和 4 年度教育費補正予算（第 2 号）の件について、ご説明
申し上げます。

内容のご説明の前に、今回、例年の同時期より補正予算が多数上程されておりますが、この件につ
いて先にご説明いたします。

本年 1 月に市長選挙があり、新市長のもと、3 月議会での新年度予算は骨格予算という位置づけで、
6 月議会において肉付けを実施することになり、市長の市政運営方針を表した補正予算となります。
従いまして教育委員会といたしましてもその方針をふまえながら予算要求するものであります。

尚、後で議案として上程いたします議案 31 号及び 32 号関係につきましては、後ほど詳細説明をさ
せていただきます。

それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、本件につきまして、ご
審議いただきたく存じます。

まず、歳出からご説明させていただきますので 3 ページの歳出をご覧ください。

第 10 款教育費、第 1 項教育総務費、第 2 目事務局費における 429 万 2 千円の補正は、新たに設置す
る貝塚市立義務教育学校開校準備委員会の委員報酬を 12 万円、及び、全小中学校に教員業務支援員を
配置し、学習プリント印刷等の教職員の業務支援を実施するために必要な経費 417 万 2 千円を計上す
るものであります。

次に、第 4 項幼稚園費、第 1 目幼稚園費における 1,633 万円の補正は、市立北幼稚園ブロック塀改

修工事のアスベスト調査委託料及び東幼稚園解体撤去工事設計委託料の589万1千円と、市立北幼稚園ブロック塀改修工事請負費1,043万9千円を計上するものであります。

次に、第5項社会教育費、第2目文化財保護費における681万5千円の補正の内訳は、貝塚の歴史に関心のある小中学生に対し、専門的な知識を得るためのプログラム「子ども博士育成事業」に対する講師謝礼などの29万円、国庫補助事業として採択されました国宝「孝恩寺観音堂」の防災設備の整備について、工事費等の市負担分157万6千円、文化財の一体的な保存・活用を行うため、3か年にわたって行う「貝塚市文化財保存活用地域計画」の策定に係る費用の初年度の費用494万9千円を計上するものであります。

次に、第5項社会教育費、第4目公民館費における計5,711万2千円の補正は、浜手地区公民館における授乳室設置工事、及び山手地区公民館における授乳室設置工事を含む大規模改修工事に係る経費を計上するものであります。

大規模改修工事の主な内容としては、開館から30年が経過し、経年劣化が著しい建屋の外壁タイル、内壁タイル、屋上防水及び屋外駐車場アスファルト舗装を改修するための工事を予定しております。

次に、第5項社会教育費、第5目図書館費における4,552万9千円の補正は、市民図書館空調設備改修工事の工事請負費を計上するものであります。これは、平成元年の図書館開館当初に設置した空調設備の経年劣化がすすみ、冷房の効きが悪くなっていると同時に、使用しているガスがフロン排出抑制法により既に製造中止となり、今後ガスの補充が困難となるため、空調機器の更新を行うものです。

次に、第5項社会教育費、第6目善兵衛ランド運営費における47万5千円の補正は、天文学の専門分野に関心のある小中学生に対し、専門的な知識を得るためのプログラム「子ども博士育成事業」の画像処理を行うパソコン購入費と講師謝礼などの費用を計上するものであります。

次に、第5項社会教育費、第7目自然遊学館運営費における29万円の補正は、生態学の専門分野に関心のある小中学生に対し、専門的な知識を得るためのプログラム「子ども博士育成事業」の講師謝礼などの費用を計上するものであります。

続きまして、2ページの歳入にお戻りください。

第14款国庫支出金 第2項国庫補助金 第7目教育費国庫補助金における253万6千円の補正は、貝塚市文化財保存活用地域計画の策定に係る交付金を計上するものであります。

次に、第15款府支出金、第2項府補助金、第8目教育費府補助金における150万3千円の補正は、教員業務支援員を配置するために、大阪府の「補習等のための指導員等派遣事業に係る教育支援体制整備事業費補助金」を計上するものであります。

次に、4ページの債務負担行為をご覧ください。

債務負担行為は、複数年度にわたって事業を実施する際に、将来債務として発生する市の負担について、地方自治法第214条に基づき、予算にその期間と負担の限度額を設定するものであります。

貝塚市文化財保存活用地域計画策定支援業務につきましては、令和4年度から6年度にかけて策定することから、貝塚市文化財保存活用地域計画策定支援業務について債務負担行為を設定するものであります。

次に、山手地区公民館大規模改修事業につきましては、同事業の工期が2か年わたるものであることから、令和5年度の所要額について債務負担行為を設定するものであります。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議のうえ、ご賛同たまわりますようお願い申し上げます。

○教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。

ただいまから、質疑に入ります。浅田 真由美 委員。

○委員（浅田 真由美） 浜手地区公民館および山手地区公民館に設置する授乳室の場所は、どの辺りになりますか。

○教育長（鈴木 司郎） 甲斐 裕二 中央公民館長。

○中央公民館長（甲斐 裕二） 授乳室の設置場所につきましては、いずれの公民館も1階のロビーにある、かつて市民サービスコーナーを設置していた場所を予定しております。

- 教育長（鈴木 司郎） 西村 卓也 委員。
- 委員（西村 卓也） この補正予算は、3月には上程しなかったということですね。
- 教育長（鈴木 司郎） 榑崎 賀代 教育部長。
- 教育部長（榑崎 賀代） そうです。
- 教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。教員業務支援員について、学習プリント印刷以外の業務や、どのような人を配置しようとしているのかをもう少し詳しく教えてください。田代 邦彦 学校教育課参事。
- 学校教育課参事（田代 邦彦） 学習プリントの印刷以外にも、授業で使う準備物の作成補助、あるいは教室や廊下への掲示物の貼り替えなど、教員以外でもできる業務全般を担っていただきたいと考えております。教員業務支援員として想定しているのは、将来教師になりたいと考えている大学生、あるいは教職員の様々な業務に熱意を持って取り組んでいただける地域のかたに来ていただきたいと考えております。
- 教育長（鈴木 司郎） 続いて、孝恩寺観音堂の防災設備について、工事費等の市負担金は157万6千円ということですが、総額はどれくらいになりますか。地村 邦夫 社会教育課参事。
- 社会教育課参事（地村 邦夫） 孝恩寺観音堂につきましては、防災設備事業として、特に今までなかった消火設備を充実させることを考えております。今回の工事に関しまして、市の補助率は3.75パーセントとなっております。また、事業費につきましては5千万円程になりそうです。
- 教育長（鈴木 司郎） 西村 卓也 委員。
- 委員（西村 卓也） 子ども博士育成事業の案は、新市長から出たものですか。
- 教育長（鈴木 司郎） 西川 桂子 社会教育課長。
- 社会教育課長（西川 桂子） この案は、教育長から出たものであります。
- 教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑は、ないものと認めます。

これより、ご意見を伺います。私のほうからは一点、山手地区公民館のアスファルト工事について、私も現地に行き、非常に凸凹になり傷んでいることは把握しています。原因は木の根ではなく、どうやら浄化槽を掘り返した際に舗装し直したにも関わらず、凸凹になったと聞いており、地盤が若干軟弱だという気がしますので、再び波打つことのないようにきちんと固めていってください。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

- 教育長（鈴木 司郎） 次に日程第4、議案第26号 貝塚市立小・中学校通学区域審議会委員委嘱又は任命の件を議題といたします。

議案第26号 貝塚市立小・中学校通学区域審議会委員委嘱又は任命の件

- 教育長（鈴木 司郎） これより議案の説明を求めます。榑崎 賀代 教育部長。
- 教育部長（榑崎 賀代） 議案第26号 貝塚市立小・中学校通学区域審議会委員委嘱又は任命の件について、ご説明申し上げます。

参考資料として、貝塚市立小・中学校通学区域審議会委員名簿をお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。

貝塚市立小・中学校通学区域審議会委員につきましては、5月31日をもって、1年の任期が満了します。貝塚市立小・中学校通学区域審議会規則第3条の規定に基づき、新たに委嘱又は任命しようとするものです。

学識経験を有する者として、校園長、PTA協議会、町会連合会の代表から山下 勝也 第一中学校校長はじめ18名の方々、市の職員として太田 浩二 副市長、鈴木 司郎 教育長の2名を委員に委嘱又は任命しようとするものですので、何卒よろしくご審議の上、ご賛同たまわりますようお願い申し上げます。

○教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。新川 秀彦 委員。

○委員（新川 秀彦） 貝塚市立小・中学校通学区域審議会とはどのような会ですか。

○教育長（鈴木 司郎） 山本 利恵子 教育総務課長。

○教育総務課長（山本 利恵子） 貝塚市立小・中学校通学区域審議会は、学校の校区に変更がある場合のみ開かれる会議でして、毎年このように委嘱をしておりますが、そのような事案が持ち上がらない限りは会議の開催はございません。

○教育長（鈴木 司郎） 会議の開催はほとんどないのですが、大規模開発された場合、その校区の線引き等を行いますので、その際、会議は開催されるということになります。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。西村 卓也 委員。

○委員（西村 卓也） 通学路での事故は時々問題になりますが、スクールゾーンの決定はどこでされるのですか。

○教育長（鈴木 司郎） 永井 隆幸 学校教育課長。

○学校教育課長（永井 隆幸） スクールゾーンは各学校のほうで決定しております。

○教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第5、議案27号 第貝塚市奨学生選考委員会委員委嘱又は任命の件を議題といたします。

議案第27号 第貝塚市奨学生選考委員会委員委嘱又は任命の件

○教育長（鈴木 司郎） これより議案の説明を求めます。楢崎 賀代 教育部長。

○教育部長（楢崎 賀代） 議案第27号 貝塚市奨学生選考委員会委員委嘱又は任命の件について、ご説明申し上げます。

参考資料として、貝塚市奨学生選考委員会委員名簿をお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。

貝塚市奨学生選考委員会委員につきましては、5月31日をもって、1年の任期が満了しますので、貝塚市奨学資金条例施行規則第10条の規定に基づき、新たに委嘱又は任命しようとするものです。民生委員・児童委員協議会の太田 新二 氏と、文野 春美 氏、本市から太田 浩二副市長と鈴木 司郎 教育長、中学校長会から 山下 勝也 第一中学校校長、PTA協議会から川崎 知美 氏、以上6名の方々を委員に委嘱又は任命しようとするものですので、何卒よろしくご審議の上、ご賛同たまわりますようお願い申し上げます。

○教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。では、奨学金として、どれくらいの金額を、どれくらいの方々に貸し出しているのかというのを、高校生、大学生、専門学生別に教えてください。田代 邦彦 学校教育課参事。

- 学校教育課参事（田代 邦彦） まず、入学支度金と毎月の奨学金の2種類があります。入学支度金は、大学・短期大学でしたら、国公立と私立に分かれます。国公立の場合は5万円を限度として希望額をお貸しします。私立ですと、短期大学の場合は20万円を限度として、4年制大学でしたら25万円を限度としてお貸しすることができます。また、月々の奨学金につきましては、国公立の大学では毎月1万5千円を上限、私立ですと2万円を上限としており、学校の種別により設定額が変わっております。
- 教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。西村 卓也 委員。
- 委員（西村 卓也） 奨学金を借りるシステムについて教えてください。
- 教育長（鈴木 司郎） 田代 邦彦 学校教育課参事。
- 学校教育課参事（田代 邦彦） 応募を8月と1月に行いまして、奨学金を希望される方には窓口にお越しいただきます。その際に、そのご家庭の所得と家族構成と、こちらが作成した基準額とを比較し、奨学生とするかどうかを判定しております。
- 教育長（鈴木 司郎） 西村 卓也 委員。
- 委員（西村 卓也） 翌年に入学予定の段階で審査をし、大学入学が決まれば、そのような条件でお貸ししますよ、という流れなのですね。
- 教育長（鈴木 司郎） 田代 邦彦 学校教育課参事。
- 学校教育課参事（田代 邦彦） おっしゃる通りです。
- 教育長（鈴木 司郎） 西村 卓也 委員。
- 委員（西村 卓也） 公募のお知らせは、広報紙に掲載されるのですか。
- 教育長（鈴木 司郎） 田代 邦彦 学校教育課参事。
- 学校教育課参事（田代 邦彦） 広報かいつかの他、貝塚市のホームページにも掲載しております。
- 教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。
これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。
本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

- 教育長（鈴木 司郎） 次に日程第6、議案第28号 貝塚市立学校結核健康診断検討委員会委員委嘱の件を議題といたします。

議案第28号 貝塚市立学校結核健康診断検討委員会委員委嘱の件

- 教育長（鈴木 司郎） これより議案の説明を求めます。榑崎 賀代 教育部長。
- 教育部長（榑崎 賀代） 議案第28号 貝塚市立学校結核健康診断検討委員会委員委嘱の件について、ご説明申し上げます。
参考資料として、貝塚市立学校結核健康診断検討委員会委員名簿をお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。
貝塚市立学校結核健康診断検討委員会委員につきましては、5月31日をもって、1年の任期が満了しますので、貝塚市立学校結核健康診断検討委員会規則第3条の規定に基づき、新たに委嘱しようとするものです。
貝塚市立学校結核健康診断検討委員会規則第3条の規定により委員は若干名をもって組織し、学校医のうちから委嘱するとされておりますことから、学校医であります市川 正裕 氏、高松 健次 氏、及び川崎 康寛 氏、以上3名の方々を委員に委嘱しようとするものですので、何卒よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。新川 秀彦 委員。

○委員（新川 秀彦） 学校医は、どこの学校を担当されているのですか。

○教育長（鈴木 司郎） 田代 邦彦 学校教育課参事。

○学校教育課参事（田代 邦彦） 市川 学校医は、北小学校と北幼稚園、二色小学校、高松 学校医は、東小学校と第五中学校、川崎 学校医は永寿小学校と木島小学校、木島西幼稚園を担当していただいております。

○教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第 7、議案第 29 号 貝塚市教育委員会評価委員会委員委嘱の件を議題といたします。

議案第 29 号 貝塚市教育委員会評価委員会委員委嘱の件

○教育長（鈴木 司郎） これより議案の説明を求めます。榑崎 賀代 教育部長。

○教育部長（榑崎 賀代） 議案第 29 号 貝塚市教育委員会評価委員会委員委嘱の件について、ご説明申し上げます。

貝塚市教育委員会評価委員会規則第 3 条の規定により、新たに委員を委嘱しようとするものであります。

教育に関し学識経験を有する者の中から、田中 寿一 氏 及び 室谷 雅美 氏を委員として委嘱しようとするものであります。なお、室谷 雅美 氏は、再任となります。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議の上、ご賛同たまわりますようお願い申し上げます。

○教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第 8、議案第 30 号 附属機関に関する条例及び貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件、日程第 9、議案第 31 号 貝塚市立義務教育学校開校準備委員会規則制定の件及び日程第 10、議案第 32 号 貝塚市文化財保存活用地域計画策定協議会規則制定の件を一括して議題といたします。

議案第 30 号 附属機関に関する条例及び貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関

する例の一部を改正する条例制定の件

議案第 31 号 貝塚市立義務教育学校開校準備委員会規則制定の件

議案第 32 号 貝塚市文化財保存活用地域計画策定協議会規則制定の件

○教育長（鈴木 司郎） これより議案の説明を求めます。榑崎 賀代 教育部長。

○教育部長（榑崎 賀代） 議案第 30 号 附属機関に関する条例及び貝塚市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件から議案第 32 号 貝塚市文化財保存活用地域計画策定協議会規則制定の件についてまで 3 件を一括してご説明申し上げます。

まず、議案第 31 号 貝塚市立義務教育学校開校準備委員会規則制定の件ですが、本件は、令和 6 年 4 月、第五中学校区に義務教育学校を開校するにあたり、開校準備に必要な事項について調査審議をする貝塚市立義務教育学校開校準備委員会を設置することから、同委員会の規則を新たに制定するものです。

また、議案第 32 号 貝塚市文化財保存活用地域計画策定協議会規則制定の件は、平成 30 年の文化財保護法改正に伴い、市町村において、文化財の一体的な保存・活用を図るための文化財保存活用地域計画の策定が法律上に位置付けられ、計画を策定及び変更するにあたり、必要な事項について調査審議をする本協議会を設置するため、同協議会の規則を新たに制定するものです。

また、これら二つの附属機関を新たに設置するとともに、当該機関の委員報酬をそれぞれ定めるため、議案第 30 号「附属機関に関する条例」及び「貝塚市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例」を一部改正しようとするものです。

貝塚市文化財保存活用地域計画策定協議会の委員報酬は日額 8 千円とし、貝塚市立義務教育学校開校準備委員会の委員報酬は年額 1 万円としようとするものです。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議の上、ご賛同たまわりますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、教育総務課長及び社会教育課参事からご説明いたします。

○教育長（鈴木 司郎） 山本 利恵子 教育総務課長。

○教育総務課長（山本 利恵子） それでは、貝塚市立義務教育学校開校準備委員会規則についてご説明いたします。議案をご覧ください。

本規則の主旨は、令和 6 年 4 月、第五中学校区に義務教育学校を開校することを目指し、開校準備に必要な事項について調査・審議をする貝塚市義務教育学校開校準備委員会を設置するにあたり必要な事項を定めるものです。

概要といたしましては、第 2 条 委員会の職務は教育委員会の諮問に応じて、義務教育学校の開校準備に必要な事項について調査・審議し、教育委員会に対して答申をします。

続きまして、第 3 条 組織としましては、保護者、地域各種団体、及び小・中学校の代表者など 12 人以内で組織をします。

また、第 8 条につきましては、委員会は必要に応じて専門部会を置くことができるとしています。

今後のスケジュールといたしましては、6 月議会で条例の議決が得られ、規則が制定されましたら、7 月に準備委員会を立ち上げるため準備をしまいたいと考えております。

○教育長（鈴木 司郎） 地村 邦夫 社会教育課参事、続いてお願いします。

○社会教育課参事（地村 邦夫） 議案第 32 号 貝塚市文化財保存活用地域計画策定協議会規則制定の件についてご説明いたします。

本件は、貝塚市文化財保存活用地域計画策定にあたり、これを調査・審議の上、答申いただく協議会の設置に関する規則です。

まず、この協議会の説明の前に、保存活用地域計画のご説明からさせていただきます。

地域計画とは、先程、部長からも説明がありました通り、市町村が定める文化財の保存活用に関する総合的なプランということで、平成 30 年の文化財保護法改正で導入された新しい制度です。文化財保護法は昭和 25 年にできた法律ですが、制定当初より保存と活用を謳っております。ただ、従来は保存に重点が置かれており、保存の責務を担うのは文化財の所有者で、それを行政が補助制度や税制上の優遇処置によって支えるという枠組みでこれまでやってまいりました。しかし、近年、少子高齢化や人口減少により、今まで当たり前であった、所有者が文化財を守り、代々引き継いでいくことが難

しくなっている状況です。一方、活用についてですが、従来は「公開」とほぼ同じ意味でした。博物館での展示が代表的な例で、教育的な意味が強いです。しかし、近年では文化財を地域の誇りや魅力として捉え、観光や産業、まちづくりなどに活用するという事例が増えてきました。文化財の保存と活用については、社会の動きに応じて従来とは違った状況になってきているということで、このような社会情勢を背景に文化庁がこれからの文化財保護には、各地域で総合的な計画と主体的な取り組みが不可欠として、都道府県が基本方針である大綱を定め、市町村がその大綱に基づいた地域計画を立てるという枠組みを創設したというのがこれまでの経緯です。そして、大阪府が令和2年度に大阪府文化財保存活用大綱を作成いたしましたので、本市においても、本年度より令和6年度までの3年間をかけて地域計画の策定を進めてまいります。

今回、ご審議を賜ります貝塚市文化財保存活用地域計画策定協議会規則ですが、本地域計画の策定にあたり、必要な調査・審議をいただくために組織する協議会の設置規則です。

その内容ですが、第1条、2条がただいま申し上げました組織の主旨と職務です。第3条は委員に関する定めです。委員につきましては、10名以内で、①から⑤まで挙げております。

これについて説明させていただきますと、

- ①市域の歴史や文化財に知見を有されている学識経験者
- ②文化財の保存を担う所有者
- ③関係行政機関の職員、具体的には地域計画は都道府県の大綱に基づいて制定することから、大阪府の文化財保護課より専門職員を派遣いただく形になります。
- ④本市職員
- ⑤観光や産業、まちづくりなどの分野の有識者

以上の各分野より計10名以内の委員で協議会を構成するというのが、第3条です。

第4条は委員の任期です。策定に3年をかけるため、委員任期は3年としています。また本地域計画は適宜検証し、見直しを図る必要があることから、引き続きご審議いただくために委員の再任規定も設けております。

第5条以下は会長・副会長の設置、会議成立の要件、事務局の設置など、一般的な定めとなっております。

本協議会のもとで、市域に多数所在する文化財の把握、保存継承、活用までを総合的に網羅した地域計画の策定を進めてまいりたいと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。浅田 真由美 委員。

○委員（浅田 真由美） 文化財保護審議委員のかたはそのまま継続されるのですか。それとも新たに選定されるのですか。

○教育長（鈴木 司郎） 地村 邦夫 社会教育課参事。

○社会教育課参事（地村 邦夫） 文化財保護審議会につきましては、国の文化財保護法の中で地方においても審議会を設置できるということで、貝塚市でも文化財保護条例を定め、その中で設置している会です。こちらは文化財の保護について、例えば文化財の指定について審議いただいておりますので、文化財保護審議会は引き続き存続いたします。その上で、協議会での検討課題を審議会にも持っていき、その活用が文化財の保護の上で望ましいかという議論を必ずしなければなりませんので、協議会とこれまでの審議会を両輪として進めていく形になるというのが実態です。

○教育長（鈴木 司郎） すると、両委員を兼ねる人も出てきますか。地村 邦夫 社会教育課参事。

○社会教育課参事（地村 邦夫） こちらは兼ねていただくことを考えております、と申しますのも、これまで先行して策定した自治体において、審議会と協議会間の意見のやり取りをしていく中で、やはり両方を兼ねた人がいないとどうしても事務局を経由して意見が伝わることになるため、一部兼ねていただいた方がよいというこれまでの経験、そして文化庁からのご指導もありますので、私どももそのように考えております。

○教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。浅田 真由美 委員。

○委員（浅田 真由美） 義務教育学校開校準備委員について、地域各種団体の代表者とありますが、こちらはどのような団体を指しますか。

- 教育長（鈴木 司郎） 山本 利恵子 教育総務課長。
- 教育総務課長（山本 利恵子） 二色の浜パークタウンには、パークタウン協議会というものがありまして、7町会の町会長と商店連合会の会長等が集まっている団体です。そちらに依頼をして代表のかたを2名出していただこうと考えております。
- 教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。では、私の方から。義務教育学校開校準備委員会でのようなことを決めるのですか。また、ここで決定した内容を教育委員会へ答申されるということですが、学習指導要領には教育課程等は学校が定めるとなっております。つまり、この審議会とは関係がないわけです。そのあたりの整合性、位置づけについてどのようになっていますか。永井 隆幸 学校教育課長。
- 学校教育課長（永井 隆幸） 現在、義務教育学校の設置に向けて、ロードマップを作成しております。その中で、準備委員会で検討するものと学校長を中心に先生方も含んで検討する事項との住み分けをしまして、その両輪で話し合いを進めていこうと考えております。準備委員会では、教育内容というより、大枠のところ、例えば学校名や校章、校歌、制服についてや、大きな行事である入学式・卒業式、修学旅行のことについては準備委員会に諮問し、実際の教育課程等は学校長を中心にしながら学校で考えていくという形で進めていく予定です。
- 教育長（鈴木 司郎） 委員報酬が、かたや1年間で1万円、かたや1回8千円とかなり差がありますが、どのように解釈すればよろしいのでしょうか。山本 利恵子 教育総務課長。
- 教育総務課長（山本 利恵子） 元々、附属機関の委員報酬は、日額8千円というのが一般的と解釈しておりますが、義務教育学校準備委員会につきましては、PTA 会長や地域のかたが自分たちの学校をつくるために集まっていたら審議をいただくという機関だと考えておりました。ただ、貝塚市で初めての義務教育学校をつくるにあたりまして、大切なことを審議する場はやはりきちんとした附属機関を設置するべきだという意見が庁内からありまして、今般、附属機関として設置することになったのですが、従来の自分たちの地域の学校をつくるという主旨から、日額8千円という高額なものではなく、年間1万円に来ていただこうと考えております。
- 教育長（鈴木 司郎） コミュニティスクールの報酬と同じ金額と考えてよろしいのでしょうか。永井 隆幸 学校教育課長。
- 学校教育課長（永井 隆幸） コミュニティスクールの方は、年額1万2千円となっております。
- 教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。先程申しましたように、報酬について差異があるようですので、そのあたりをしっかりとご説明いただけるよう議論構築しておいてください。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

- 教育長（鈴木 司郎） 次に日程第 11、議案第 33 号 貝塚市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定の件及び日程第 12、議案第 34 号 貝塚市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則制定の件を一括して議題といたします。

議案第 33 号 貝塚市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定の件

議案第 34 号 貝塚市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則制定の件

- 教育長（鈴木 司郎） これより議案の説明を求めます。榎崎 賀代 教育部長。
- 教育部長（榎崎 賀代） 議案第 33 号及び議案第 34 号につきまして、一括してご説明申し上げます。

令和4年6月30日付けで東幼稚園が閉園になることから、貝塚市立幼稚園条例及び貝塚市立幼稚園条例施行規則の東幼稚園の規定を削除するため、条例及び規則の一部を改正しようとするものであります。

以上のとおりですので、何卒よろしくご審議の上、ご賛同たまわりますようお願い申し上げます。

○教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。西村 卓也 委員。

○委員（西村 卓也） 東幼稚園は休園ではなく閉園するということですね。

○教育長（鈴木 司郎） 山本 利恵子 教育総務課長。

○教育総務課長（山本 利恵子） 東幼稚園は、令和2年から応募園児が少ないため休園しております。今般、おっしゃるとおり閉園する次第となりました。

○教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○

○

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第13、議案第35号 貝塚市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件を議題といたします。

議案第35号 貝塚市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件

○教育長（鈴木 司郎） これより議案の説明を求めます。秦 真人 教育部参与。

○教育部参与（秦 真人） 議案第35号 貝塚市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件についてご説明申し上げます。

「貝塚市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」につきましては、大阪府教育委員会からの「市町村立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」の通知を受け、規則の一部を改正するものであります。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議の上、ご賛同たまわりますようお願い申し上げます。

なお、詳細は学校教育課参事からご説明いたします。

○教育長（鈴木 司郎） 田代 邦彦 学校教育課参事。

○学校教育課参事（田代 邦彦） 議案第35号 貝塚市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件についてご説明します。

参考資料として、新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。

改正点は2点あります。

1点目は、修学旅行や小学校5年生のキャンプなど、宿泊を伴う学校行事では、1日7時間45分と定められている勤務時間を超えることがあります。その場合は、超えた時間を、別の日に勤務せずに休むことができます。今般の一部改正によって、宿泊を伴う学校行事以外に、生徒の実習行事や学校行事、職員会議、非常災害で勤務した場合でも、勤務時間を超えた分を、別の日に勤務せずに休むことができるようになります。以上が改正の1点目です。

2点目は、(週休日の振替等)を規定した第5条から、第18条の不妊治療休暇を削除しております。この不妊治療休暇は無給の休暇だったのですが、新たに出生サポート休暇という有給の特別休暇が新設されたため、不妊治療休暇を削除しております。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議のうえ、ご賛同たまわりますようお願い申し上げます。

○教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。浅田 真由美 委員。

○委員（浅田 真由美） 職員会議は毎日行われていると思うのですが、そのあたりは有給休暇が増えるということですか。

○教育長（鈴木 司郎） 田代 邦彦 学校教育課参事。

○学校教育課参事（田代 邦彦） 学校現場の職員会議は終業時刻の17時までに終わるように計画して進めておりますが、議題の量によっては17時を超えることがあります。その場合は、学校長が事前にその旨を開示し、別日の勤務時間を短縮することに教職員の賛同が得られれば、17時以降も職員会議をするという形になります。子育て中の職員は、子ども園などへのお迎えもありますので、それを使うことができない場合もありますが、17時を1時間以上越えた分を勤務した方は別日にその時間分を休むことができるという制度になっております。

○教育長（鈴木 司郎） 部活の時間はこれに該当しますか。田代 邦彦 学校教育課参事。

○学校教育課参事（田代 邦彦） クラブ活動は入っておりません。

○教育長（鈴木 司郎） 浅田 真由美 委員。

○委員（浅田 真由美） 出生サポート休暇というのは、年間で取得できるものですか。

○教育長（鈴木 司郎） 田代 邦彦 学校教育課参事。

○学校教育課参事（田代 邦彦） 1年間で5日取得できます。

○教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。第11条に規定する業務について、きちんと厳密に考えて混乱のないようにしていただきたいと思っております。何でも第11条に規定する業務としてしまうと、例えば学校で20時まで保護者懇談をしたので、次週にその超過した3時間分を休むということで授業に穴を開けられても、後々困ることになります。この第11条に規定する業務が、子どもたちにとって本当に必要かどうかをきちんと学校長が判断をし、教育委員会がしっかり認めて、その上で休みを振り替えていくことをしないと、学校の経営が成り立たなくなるという本末転倒な事態になる気がしますので、そのあたりを十分協議をして進めていってください。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○

○

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第14、議案第36号 令和4年貝塚市教育委員会会議第2回臨時会会議録承認の件を議題といたします。

議案第36号 令和4年貝塚市教育委員会会議第2回臨時会会議録承認の件

○教育長（鈴木 司郎） お諮りいたします。令和4年貝塚市教育委員会会議第2回臨時会会議録の朗読は、省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

ご異議なしと認めます。よって、会議録の朗読は、省略することに決定されました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

質疑はないものと認めます。
これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。
本案を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決定されました。

○ ○

○教育長（鈴木 司郎） これをもちまして、令和4年貝塚市教育委員会会議第3回定例会を閉会いたします。

午後2時24分 閉会

貝塚市教育委員会教育長	
貝塚市教育委員会委員	
貝塚市教育委員会委員	